

消防用設備保守管理業務委託仕様書

福島県(以下「甲」という。)は、受託者 (以下「乙」という。)に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

この業務は、福島県立相馬支援学校に設置している消防用設備について、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定による点検を行い、併せて当該消防用設備について必要な保守を行うものである。

1 委託業務概要

- (1) 業務名称 消防用設備保守管理業務委託
- (2) 業務場所 福島県南相馬市寺内字鷲内79
- (3) 委託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 業務目的 消防用設備の機能保全のため、消防法、同施行令並びに同施行規則に定めた所要の点検を行う。

2 業務内容

- (1) 設備の作動点検、外観点検、機能点検、総合点検に関すること。
- (2) 設備の日常点検、法定点検に関すること。
- (3) 設備の計測、記録及び報告に関すること。
- (4) 設備の調査、分析に関すること。
- (5) 設備の故障、修理に関すること。
- (6) その他必要と認められる立会い、連絡調整及び報告に関すること。

3 保守管理業務対象物

福島県立相馬支援学校

4 保守管理業務の内容

- (1) 乙は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の3に規定する資格を有する者を派遣し、同規則第31条の4第1項の規定により消防庁長官が定める基準に適合した上記消防用設備等について消防法第17条の3の3の規定による点検を行い、その点検に関して必要な修理を行う。

点検の期間及び点検の方法については、消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。)の第2及び第3の規定によるものとする。

- (2) 乙は、上記消防用設備等について故障発生等の通知を受けたときは、遅滞なく、所要の技術者を派遣し、その不良箇所を直ちに点検整備する。
- (3) 乙は、(1)による点検結果を福島県立相馬支援学校長(以下「学校長」という)に対し報告し、併せて、その件に関し所管の消防長(消防署長)への報告に必要な書類を

作成し提出する。この場合において、提出すべき点検の結果についての報告書等の様式については、3号告示の第4本文の規定によるものとし、消防用設備等点検結果報告書の様式に対応するものに消防用設備等の種類に応じ消防庁が別に告示で定める点検票を添付する。

なお、点検済表示制度（「消防用設備等点検表示制度について」（平成8年4月5日付け消防予第61号）により運用される点検済表示制度をいう。）を活用し、個々の消防用設備等の所定の位置に適切な点検済票を貼付する点検を行う場合には、点検票の添付に代えて消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表（3号告示の別記様式第2及び別記様式第3をいう。）を添付することができる。ただし、この場合には、点検を行った消防用設備等の設置数、設置場所等について明らかにする整理票等を別途作成し提出する。

5 費用の負担区分

4(1)の点検及び(2)の点検整備に関して必要な修理についての器材部品費及び取替工事費は、別途、甲の負担とする（この場合において、甲及び乙は、あらかじめ協議するものとする。）ただし、軽微なもの（火災報知器のランプの切れ等）については、乙の負担とする。

なお、修理等に多額の費用負担が見込まれる場合、修理等にかかる費用見積書を無償にて甲に提出すること。

6 点検の期日及び回数

4(1)の点検を行う期日は、学校長の指示によるものとし、回数は機器点検を半年に1回（年2回）、総合点検を年1回とする。

7 安全対策

乙は、委託業務の実施において、関係法令を遵守し、児童生徒に対する適切な安全対策を行う。その際、学校教育及び学校事務に支障が生じないように、業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

8 緊急時の対応

乙は、甲から消防用設備等についての故障発生等の連絡を受けたときには、迅速に対応できるよう、常に体制を整え、その連絡方法について、あらかじめ学校長の承認を得るものとする。

9 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても随時甲の指示により委託業務を行うものとする。

別紙 1

福島県立相馬支援学校消防用設備保守管理業務委託内容

1 契約の対象となる消防用設備等の種類及び数量

名称	規格	数量	単位
1 自動火災報知設備			
火災通報装置	(事務室設置)	1	個
(選択信号送出方式)	P B方式	1	式
火災報知器設備受信機	蓄積式・アナログ式・自動機能試験付き・R型	1	面
(定格電圧)	AC 100V DC 24V	1	組
(予備電源)	ニッケルカドミウム電池 24V 10Ah	1	組
差動式スポット型感知器	2種	164	個
定温式スポット型感知器	防水 1種	9	個
定温式スポット型感知器	防水 特種	63	個
定温式スポット型感知器	特種	2	個
光電式スポット型感知器	2種	67	個
定温式スポット型感知器	150℃ 1種	1	個
中継器	4回線	16	台
中継器	16回線	4	台
発信機(屋内)	アドレスサブル型	16	個
発信機(屋外)	アドレスサブル型	2	個
音響装置	一斉鳴動		
2 誘導灯			
避難口誘導灯	B級	31	個
避難口誘導灯	C級	10	個
通路誘導灯(廊下)	B級	16	個
通路誘導灯(階段等)	C級	22	個
3 消火器具設備			
粉末消火器	加圧式10型	63	本
粉末消火器	加圧式20型	1	本
4 スプリンクラー設備			
加圧送水装置	ポンプ式	1	式
流水検知装置方式	湿式		

スプリンクラーヘッド	1種	963	個
5 非常警報設備			
(定格電圧)	AC100V DC24V	1	式
(定格出力)	630W	1	式
(操作部)	26/30回線	1	式
スピーカー	L級	208	個
	(コーン型)	191	個
	(ホーン型)	17	個
起動装置	押しボタン	2	個
6 避難器具	すべり台	2	個
7 自家発電設備	(発電機室設置)	1	式
発電機			
(定格電圧)	AC200V		
(定格出力)	130kVA 104kW		
原動機	ディーゼル機関		
(定格出力)	141.5kW		
燃料タンク	軽油 390L		

- 2 乙は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の3に規定する免状の所持者を派遣し、消防用設備等の保守点検の業務を次の各号規定に基づいて行うものとする。
- (1) 消火器設備については、外観及び機能点検を行うものとする。
 - (2) 消火栓設備については、電動機とポンプの起動試験、放水圧試験及び起動ランプの点灯状況等を点検整備するものとする。
 - (3) 自動火災報知設備については、外観的な破損変形の有無と作動状況を点検整備するものとする。
 - (4) 避難器具については、外観、機能、その他総合的に点検するものとする。
 - (5) 自家発電装置については、外観及び機能点検を行うものとする。加えて、総合点検時に負荷試験を実施するものとする。
 - (6) 乙は、甲から臨時に故障発生等の通知を受けたときは、遅滞なく技術者を派遣し、その不良箇所を直ちに点検整備するものとする。
 - (7) 前号及び保守点検の結果、修理を要する場合の器材部品費及び取替工事費は、甲が負担するものとする。ただし、保守点検の結果修理を要するものの内軽微な故障(火災報知器のランプの切れ等)については、乙が負担するものとする。
- 3 乙は委託業務の実施に際し、関係法令等を遵守し、生徒の安全対策及び業務の実施時間等十分な措置を講じるものとする。

- 4 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検の様式（昭和50年消防庁告示第14号）」に定められた消火器具点検票、屋内消火栓設備点検票、自動火災報知設備点検票、非常警報器具設備点検票並びに避難器具点検票等を受託者は、点検終了後速やかに福島県立相馬支援学校長あて実施報告書（別紙様式）と同時に提出し、消防関係機関に提出する点検票も乙が提出するものとする。
- 5 この業務計画書は、消火器設備、消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、自家発電装置及び避難器具の保守点検の大要を示したものであるから、この仕様書に記載されていない事項であっても随時甲の指示により委託業務を実施するものとする。